

「相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）」策定に係る
パブリックコメントについて

「相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）」について、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この素案に対する皆様のご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、それに対する相生市の考え方とともに、その概要を公表します。また、ご意見に基づき案の修正をしたときは、修正内容と理由をあわせて公表します。

1 計画策定の趣旨

市立保育所及び市立幼稚園の更なる魅力的で特色ある未就学児童の保育・教育の提供を目指し、幼稚園教育要領等を前提とした保育・教育の方向性や将来の未就学児童数及び就園状況、持続可能な運営等を見越した施設の適正な配置や運営方法など、本市の就学前施設の今後の方針となる「相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）」を策定しました。

社会情勢や就学前児童数の推移、保護者ニーズ等に注視しながら、本市の子ども達への保育・教育活動が安全安心に行っていけるよう本方針（案）の適切な推進を図ります。

2 意見提出ができる者

- (1) 相生市に住所を有する者
- (2) 相生市に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 相生市に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 相生市に存する学校に在学する者
- (5) 相生市に対し納税義務を有するもの
- (6) 意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

3 案の入手方法

市役所のホームページ、市役所の公文書公開コーナー及び子育て元気課にて閲覧・入手することができます。

4 意見の提出期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで
郵送の場合は、当日消印有効

5 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1) 郵送

「宛先」 〒678-0031
相生市旭一丁目6番28号
相生市健康福祉部子育て元気課子育て支援係

(2) ファクシミリ

「宛先」 0791-23-4596

(3) 電子メール

「宛先」 メールアドレス kosodate@city.aioi.lg.jp
※氏名及び住所を忘れずに明記してください。

6 その他

公開はご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

7 お問い合わせ先

相生市健康福祉部子育て元気課子育て支援係
Tel 0791-22-7175